

システムリプレイスに併せた制度改善等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 25 年 10 月 31 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

平成 26 年 1 月 6 日の実施を予定している当機構のシステムリプレイスに併せ、制度利用者の利便性向上を図るための制度改善、貸株取引における決済リスク削減に係るシステム対応及び国際標準化の推進を目的とした次世代国際標準メッセージフォーマットである ISO20022 の導入に係るシステム対応等を実施することに伴い、規程、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）及び「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部について改正を行う。

なお、上記改正にあわせ、規則の一部について所要の整備を行う。

2. 改正概要

(1) 株式数比例配分方式に係るデータの仕様改善

口座管理機関が源泉徴収事務を適切に行うため、発行者から機構を通じて口座管理機関へ Target 保振サイトにより、非上場株式等の配当金の支払いの情報を通知しているが、これを、発行者から機構に対して通知する「配当金支払予定額データ」及び機構から機構加入者に対して通知する「配当金入金予定額データ」によって、システムの通知する等の対応を行う。

(規程 第 170 条、第 285 条の 75、規則 第 232 条、第 235 条、第 357 条の 91、第 357 条の 94)

(2) 振替受益権の信託の分割に係る処理のシステム化に伴う対応

振替受益権について信託の分割が発生した場合には、システムでの処理が困難であったが、株式等無償割当ての機能を活用することによりシステムでの処理を実現することに伴い、割当比率が 1 の場合であっても新受益権数申告が必要となることから、その旨を明確化する等の対応を行う。

(規程 第 285 条の 29、第 285 条の 30)

(3) 総株主通知請求の期限の変更及び総株主通知日程案内の配信日の変更

発行者が機構に対して総株主通知請求を行う場合には、現在、新株予約権無償割当てに係る株主を確定するための請求の場合を除き、「株主確定日の前営業日から起算して 9 営業日前の日まで」に請求を行うこととしているが、すべての総株主通知請求について、「株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日まで」に変更する。また、機構が機構加入者及び発行者に対して通知している「総株主通知日程案内」について、すべての株主確定日（決算期等の基準日及び総株主通知請求による株主確定日等の両方を含む。）に係る「総株主通知日程案内」の配信日を、現在の「株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日」から「株

主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日」に変更する。

なお、株式の上場廃止に伴う取扱廃止や、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う取扱廃止等に係る日程に限り、通常の「総株主通知日程案内」とは別に、「総株主通知日程案内」と同一内容の案内を株主確定日の前営業日から起算して11営業日前の日に通知する。

(規則 第183条、第195条、第321条、第328条、第337条、第356条の2、第357条の62、別表3)

(4) 新規記録に係るデータの仕様改善

機構から機構加入者に対して通知している「新規記録通知情報データ」について、現在、口座通知取次が行われたものに係るデータについては、機構加入者コードごとに集約して通知しているが、口座通知取次が行われなかったものに係るデータと同様に、株式等リファレンスナンバー(株主)ごとの明細データで通知するように仕様を変更する。

(規則 第44条、第48条)

(5) 情報提供料の請求方法の見直し

口座管理機関から発行者に対する情報提供請求に係る情報提供料の請求は、現在は、機構加入者が機構に対してTarget保振サイトを通じて行い、機構がこれを取りまとめて発行者に対して請求しているが、この機構加入者による手続を、機構加入者から機構に通知する「振替口座簿記録事項報告データ」及び「対象加入者保有株式数報告データ」によって、システム的に請求する等の対応を行う。

(規則 第217条、第223条、第357条の78、第357条の84)

(6) 加入者情報の訂正に係る申告方法のシステム化

現在、口座管理機関による加入者情報の訂正に係る申告は、機構に対する書面提出によることとしているが、「加入者情報訂正申告データ」を新設することにより、加入者情報Web端末からシステム的に申告する方法に変更する。

(規則 別表3)

(7) 前日振替請求等の入力時限の延長

機構加入者による「前日振替請求」等について、統合Web端末からの入力時限を現在の午後4時から午後8時に延長する。

(規則 別表3)

(8) 加入者情報及び株主通知関連の一部のデータに係るデータ授受開始時間の前倒し

機構が、機構加入者及び発行者とファイル伝送により授受する加入者情報及び株主通知関連の一部のデータについて、データ授受開始時間を午前3時から午前2時に前倒しする。

(規則 別表3)

(9) 特定日における加入者情報及び株主通知関連の一部のデータに係るデータ授受時間短縮の取扱いの廃止

現在、毎年1月、4月、7月、10月の第2営業日等の特定日においては、機構が機構加入者及び発行者とファイル伝送及び加入者情報Web端末により授受する加入者情報及び株主通知関連の一部のデータに係るデータ授受時間を1時間短縮し、午後4時までとする取扱いとしているが、この取扱いを廃止する。

(規則 別表3)

(10) 貸株取引における決済リスク削減対応

貸株取引における決済リスク削減に係る対応として、株式会社ほふりクリアリングが実施する貸株DVP決済に関する所要の規定を整備する。

(規則 第60条、第67条、第68条の2、第69条、第249条、第256条の2、第257条、第342条、別表3、別表4、別表5)

(11) IS020022の導入に伴う対応

機構が、機構加入者に対してファイル伝送により配信している夜間バッチ結果情報（夜間バッチ処理前後の残高、処理明細情報）及び機構が、機構加入者からファイル伝送で集信している前日振替請求等について、IS020022に対応することに伴い、所要の規定を整備する。

(規則 別表3)

(12) 振替口座簿記録事項に係る情報のCSVファイルによる提供に伴う対応

現在のTarget保振サイトによる振替口座簿記録事項証明書の電磁的な交付に併せ、当該情報をCSVファイルにより提供することも可能となるよう対応することに伴い、振替口座簿記録事項証明書交付手数料について、所要の見直しを行う。

(手数料規則 別表)

(13) その他

その他所要の規定の整備を行う。

(規則 第35条等)

3. 施行日

この改正規定は、平成26年1月6日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により株式等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成26年1月7日以後の機構が定める日から施行する。

以 上